

○鳥取県港湾法施行細則

昭和51年8月10日
鳥取県規則第52号

〔港湾法施行細則〕をここに公布する。

鳥取県港湾法施行細則
(平21規則78・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)及び鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則58・全改)

(制限区域への立入りの特例)

第2条 条例第2条の2第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合(知事が保安上制限区域内への立入りを制限することが必要と認める場合を除く。)とする。

- (1) 制限区域(条例第2条の2第1項に規定する制限区域をいう。以下同じ。)内の岸壁の使用について条例第3条第1項の許可を受けた船舶及び当該船舶の乗組員又は乗客が当該許可を受けた期間中に立ち入る場合
- (2) 制限区域内に保管若しくは貯蔵されている貨物又は保管若しくは貯蔵しようとする貨物の運搬を行うために立ち入る場合
- (3) 制限区域内の岸壁に停泊する船舶に関して水先を行うために立ち入る場合
- (4) 引船業者及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して引船を行うために立ち入る場合
- (5) その他知事が立入りの必要を認めた者又は車両若しくは船舶が立ち入る場合

(平16規則63・追加、平21規則78・旧第1条の2繰下)

(制限期間の公示方法)

第3条 条例第2条の2第3項の規則で定める方法は、制限区域周辺及び鳥取港湾事務所の施設内への掲示並びにインターネットを利用する方法とする。

(平16規則63・追加、平21規則78・旧第1条の3繰下)

(禁止行為)

第4条 条例第2条の3の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自動車、自転車その他の車両又は船舶を投棄又は放置すること。
- (2) 竹木、土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第

2条第1項に規定する廃棄物をいう。)その他港湾管理上支障となるものを放置すること。
(平16規則63・追加、平21規則78・旧第1条の4繰下)

(使用等の許可の申請)

第5条 条例第3条第1項又は第4項の規定による許可(以下「使用等の許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号(次の各号に掲げる使用等の許可を申請する場合にあっては、当該各号に定める様式)による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。

- (1) 小型船舶係留施設使用許可 様式第2号
- (2) 港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可 様式第3号
- (3) 船舶給水施設使用許可 様式第4号
- (4) 荷役機械使用許可 様式第5号
- (5) 港湾施設工作物設置許可 様式第6号

2 使用等の許可のうち次の各号に掲げるものを受けようとする者は、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。

- (1) 前項第2号(荷さばき地又は野積場に係るものに限る。)又は第5号に掲げる使用等の許可 次に掲げる書類
 - ア 位置図
 - イ 平面図
 - ウ 構造図
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 前項第2号に掲げる使用等の許可(上屋に係るものに限る。) 前号エに掲げる書類

3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、使用等の許可を受けたときは、速やかに当該使用等の許可に係る申請書を知事に提出しなければならない。

(平12規則58・追加、平15規則85・平16規則37・一部改正、平21規則78・旧第2条繰下・一部改正)

(行為の許可の申請)

第6条 条例第3条の2第1項の許可を受けようとする者は、様式第7号による申請書を知事に提出しなければならない。

(平16規則63・追加、平16規則74・旧第2条の4繰上、平21規則78・旧第2条の2繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 条例第5条第2項の規定による使用料の免除は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 避難又は給水のために船舶を岸壁又は物揚場に係留するとき。
- (2) 漁船(遊漁船を除く。)を岸壁又は物揚場(法第39条第1項の規定により分区の指定がされている港湾については、漁港区に係るものに限る。)に係留するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供するため港湾施設(給水施設を除く。)を使用するとき。
- (4) その他特に知事が必要と認めるとき。

2 条例第5条第2項の規定による使用料の減額は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が港湾施設用地を使用するとき。
- (2) その他特に知事が必要と認めるとき。

3 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。

(平12規則58・追加、平21規則78・旧第3条繰下・一部改正)

(給水施設の使用料の特例に係る時間)

第8条 条例別表第1の船舶のための給水施設の項の知事が定める時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

(平12規則58・追加、平21規則78・旧第4条繰下)

(占用等の許可の申請)

第9条 法第37条第1項又は第56条第1項の規定による許可(以下「占用等の許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる占用等の許可の区分に応じ、当該各号に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 占用許可 様式第9号
- (2) 土砂採取許可 様式第10号
- (3) 港湾施設建設等許可 様式第11号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 実測平面図
- (3) 面積計算書及び丈量図
- (4) 工作物の設置を伴う場合にあつては、当該工作物の設計図及び工事の実施方法を記載した図書
- (5) 土砂を採取の場合にあつては、当該採取に係る土地の実測断面図及び採取の方法を

記載した図書

(6) その他知事が必要と認める書類

(平12規則58・旧第2条繰下・一部改正、平21規則78・旧第5条繰下・一部改正)

(占用の期間)

第10条 占用等の許可に係る水域又は公共空地の占用の期間は、3年以内とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(平12規則58・旧第3条繰下・一部改正、平21規則78・旧第6条繰下)

(占用等の完了の届出)

第11条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、当該占用等の許可に係る行為を完了したときは、速やかに、様式第12号による届出書を知事に提出しなければならない。

(平12規則58・旧第5条繰下・一部改正、平21規則78・旧第7条繰下・一部改正)

(住所等の変更の届出)

第12条 占用者等は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、様式第13号による届出書を知事に提出しなければならない。

(平12規則58・旧第6条繰下・一部改正、平21規則78・旧第8条繰下・一部改正)

(許可に係る行為の廃止の届出)

第13条 占用者等は、占用等の許可に係る行為を廃止したときは、速やかに、様式第14号による届出書を知事に提出しなければならない。

(平12規則58・旧第7条繰下・一部改正、平21規則78・旧第9条繰下・一部改正)

(書類の提出)

第14条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長又は鳥取港湾事務所長に提出しなければならない。

(昭59規則10・平元規則22・一部改正、平12規則58・旧第9条繰下、平14規則25・平15規則58・平18規則17・一部改正、平21規則78・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第18号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年規則第12号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第10号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第19号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第16号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第22号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第11号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第28号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第20号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の港湾法施行細則の規定により提出された申請書、届出書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法施行細則の規定によって提出されたものとみなす。

附 則(平成14年規則第25号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第58号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第85号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第37号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第63号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条中港湾法施行細則第2条の3の次に第2条の4を加える改正、第2条の規定及び附則第3項の規定は、同月15日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

- 2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 3 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年規則第74号)

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成16年10月15日)

附 則(平成18年規則第17号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の港湾法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県港湾法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

- 3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定(様式第12号から様式第14号までを改正する部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

(平21規則78・全改、平22規則19・一部改正)

(表面)

係留施設使用許可申請書

職 氏名 様

【外航・内航】	船長氏名
	申請者名
	申請者住所
	担当者名・連絡先

申請者コード					
船舶 基本 情報	船名	IMO(国際海事機構)番号(又は船舶番号・漁船登録番号)			
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】			
	国籍	船籍港			
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長	
	連絡	呼出符号(信号符字)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		

	方法			
船主 等情 報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)			
	(名前)		(コード)	
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
入港 情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分【入港・移動】	着岸舷側【左舷・右舷】	(被)接舷船名	最大喫水(入 港から出港ま で) 〇.〇(m)
	航海 情報		航路名	【優先指定・定期・不 定期】
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】(予定日時) 月 日 時 分			

船名			IMO(国際海事機構)番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
貨物 情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険 物情 報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時				
	出港時				
危険 物荷 役情 報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障 契約 情報	保障契約締結の有無 【有・無】		保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)		
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約と なっているか		【 な っ て い る・な っ て い な い】	
		⑤保障限度額			
過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】					
備考					
	使用 日時	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで	使用料

- 注1 「申請者名」の欄については、署名又は記名押印すること。
- 注2 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符字)のみ記載すること。
- 注3 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 注4 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注5 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注6 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注7 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注8 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約(千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。)の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の付属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注9 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

(裏面)

- 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。
- 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。
- 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。
- 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。
- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第5条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

(表面)

小型船舶係留施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり係留施設を使用したいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定により申請します。

記

船名		総トン数	トン
船体全長	m	最大幅	m
所有者の住所及び氏名			
係留場所(港湾名及び港湾施設名)	港 号岸壁(物揚場)		
係留目的			
予定係留時間	月 日 時 分から		
	月 日 時 分まで 時間		
※使用料	月 日 時 分から		
	月 日 時 分まで 係留		

	円
--	---

備考 この様式は、小型船舶をボートパークに係留する場合又は小型船舶の係留で荷役が生じない場合に使用することができる。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※印の欄は記入しないこと。

(裏面)

<p><input type="checkbox"/> 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
--

注

1 該当する□にレ印を記入すること。

2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号(第5条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

(表面)

港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

申請者コード		施設の種類	1 上屋 2 荷さばき地 3 野積場
施設コード		施設名称	
使用面積	m2	使用区画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
貨物	品名コード	品名	個数・トン数
備考			
	※使用面積	※使用(年・月・日)数	※使用料

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 施設の種類の該当施設番号を○で囲み、施設の種類ごとに記載すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 添付書類

上屋の使用許可申請をする場合は、保管貨物の月別入出庫計画及び使用場所(貨物保管室を部分使用する場合に限る。)を添付すること。

(裏面)

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> |
|--|

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第4号(第5条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

(表面)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

【外航・内航】

港湾名			
申請者コード			
船名			
信号符字 (コールサイン)等			
総トン数			
給水種別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】		
給水希望日時	月	日	時 分
給水申込数量	(飲料水)	m3	
	(その他)	m3	
希望給水場所			
希望給水場所コード			
備考			
	※給水日時	※給水量	※使用料

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏面)

- 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。
- 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。
- 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。
- 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。
- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

1 該当する□にレ印を記入すること。

2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第5号(第5条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

(表面)

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

申請者コード			
施設コード	荷役機械名称		
信号符字 (コールサイン) 等	船名		
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
備考	クレーン運転士氏名		
	免許書番号		
	※使用日時	※使用時間	※使用料

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏面)

<p><input type="checkbox"/> 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
--

注

1 該当する□にレ印を記入すること。

2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第6号(第5条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

(表面)

港湾施設工作物設置許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり港湾施設に工作物その他の設備を設置したいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

港湾名	港
港湾施設の名称	
目的	
使用面積	m2

工作物の設置	設置区分	新(増)設・既設
	工作物の名称種類及び構造	
	工事の実施方法	直営・委託(委託業者の名称)
	工事の期間	着手 使用開始の日から 日以内 完成 着手の日から 日以内
その他(申請理由・経緯等)		
添付図書	位置図(縮尺) 平面図(縮尺) 構造図(縮尺)	
※使用料	円	
その他		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 設置区分及び工事の実施方法の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏面)

- 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。
- 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。
- 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。
- 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。
- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

1 該当する□にレ印を記入すること。

2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第7号(第6条関係)

(平16規則63・追加、平16規則74・一部改正、平21規則78・旧様式第1号の2線下・一部改正、平22規則19・一部改正)

(表面)

ボートパーク内行為許可申請書

職 氏名 様

ボートパーク内における行為の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第6条の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

新規・継続の別	新規・継続
継続の場合の当初許可年月日	年 月 日
港湾名	港
行為の種別	
行為の内容	
行為の期間	許可の日(又は 年 月 日)から 年 月 日まで
行為の場所	
その他	

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 行為の種別欄には、物品販売業、業として行う役務の提供、展示会、競技会又は講習会のうちで該当するものを記入すること。

(裏面)

- 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。
- 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。
- 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。
- 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。
- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。

利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第8号(第7条関係)

(平12規則58・全改、平21規則78・旧様式第2号繰下・一部改正)

港湾施設使用料減免申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで申請した港湾施設の使用許可に係る使用料について、下記のとおり減額(免除)していただきたいので申請します。

記

減免の種類	減額・免除
減免の内容	
減免を必要とする理由	(港湾法施行細則第3条第 項第 号該当)

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 減免の種類は、該当する項目を○で囲むこと。

3 記入に当たっては、別に定める記入要領によること。

様式第9号(第9条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

占用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による水域(公共空地)の占用の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港湾名	
占用の目的	
占用の場所	
占用の面積又は数量	
占用の期間	
工事の期間	
工事の実施方法	
その他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号(第9条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

土砂採取許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による土砂の採取の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港湾名	
採取の目的	
採取の場所	
土砂の種類	
採取量	
採取の期間	
採取の方法	
その他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号(第9条関係)

(平21規則78・追加、平22規則19・一部改正)

港湾施設建設等許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による港湾施設等の建設(改良)の許可を受けた

いので、鳥取県港湾法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港湾名	
目的	
場所	
施設の種類	
工事の期間	
工事の実施方法	
その他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号(第11条関係)

(平12規則58・全改、平21規則78・旧様式第4号繰下・一部改正、平22規則19・一部改正)

占用工事等完了届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり占用(土砂の採取、港湾施設等の建設又は改良)が完了したので、鳥取県港湾法施行細則第11条の規定により届け出ます。

記

港湾名	
許可年月日	
完了年月日	

その他	
-----	--

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。

様式第13号(第12条関係)

(平12規則58・追加、平21規則78・旧様式第5号繰下・一部改正、平22規則19・一部改正)

住所等変更届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり住所(氏名、名称)を変更したので、鳥取県港湾法施行細則第12条の規定により届け出ます。

記

港湾名		
許可年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。

様式第14号(第13条関係)

(平12規則58・追加、平21規則78・旧様式第6号線下・一部改正、平22規則19・一部改正)

許可行為廃止届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による許可に係る行為を廃止したので、鳥取県港湾法施行細則第13条の規定により届け出ます。

記

港湾名	
行為の種類	
許可年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
その他	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。